

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

**鳥取県人事委員会規則第13号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
略		略	
知事事務部局	<p>本庁</p> <p>部長（農業大学の部長を除く。） 理事監 防災監 次長 参事監 局長 <u>総室長 場長</u> 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。） 行政監察監 院長 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。） 副局長 校長 民工芸振興官 チーム長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 <u>分場長</u> 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに人事・評価室及び業務効率化室改革推進担当の主幹に限る。） 総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 水産課取締船長 副主幹（総務課施設担当、人事・評価室、給与室、福利厚生室及び業務効率化室改革推進担当の副主幹に限る。） 監察員 <u>主事（人事・評価室、給与室及び業務効率化室改革推進担当の主事で、企画に関する事務を</u></p>	知事事務部局	<p>本庁</p> <p>部長（農業大学の部長を除く。） 理事監 防災監 次長 参事監 局長 所長 行政監察監 院長 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（<u>防災危機管理課情報システム管理室、県史編さん室及び衛生環境研究所の室長を除く。</u>） 副局長 校長 民工芸振興官 チーム長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに職員課、福利厚生室健康管理担当及び行政経営推進課改革推進担当の主幹に限る。） 財政課主計員 企画員 主任監察員 水産課取締船長 <u>管財課管理係長</u> 副主幹（職員課、福利厚生室及び行政経営推進課改革推進担当の副主幹に限る。） 監察員 <u>職員課人材活用担当の職員</u>（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。） 職員課人材評価担当の</p>

	行うものに限る。)
総合事務所	所長 局長 副局長 課長 室長 (心と女性の相談室の室長を除く。) 医療指導監 館長 課長補佐
消防防災航空センター	所長
略	
東京本部	本部長 副本部長
関西本部	本部長 チーム長 (企業立地・産業チームのチーム長に限る。)
名古屋本部	本部長
公文書館	館長
略	
福祉相談センター	所長 次長
略	
倉吉総合看護専門学校	校長 副校長 次長
略	
高等技術専門学校	校長 総務課長
略	
米子工事検査事務所	所長
出納局	出納局長 室長 室長補佐 出納室の副主幹

	職員 (主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。) 職員課給与管理室室員 (室長補佐、主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う室員に限る。) 行政経営推進課改革推進担当の職員 (主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。)
総合事務所	所長 局長 副局長 課長 (保健衛生課長を除く。) 室長 (心と女性の相談室長を除く。) 館長 課長補佐
略	
東京事務所	所長 副所長
大阪事務所	所長 次長 課長
略	
名古屋事務所	所長
公文書館	館長 次長
略	
福祉相談センター	所長 次長
母来寮	寮長 次長
岩井長者寮	寮長 次長
略	
倉吉総合看護専門学校	校長 副校長 事務局長 事務局次長
略	
高等技術専門学校	校長 総務課長
農業試験場	場長 次長 総務普及課長
園芸試験場	場長 次長 分場長 総務普及課長
畜産試験場	場長 次長 総務普及課長
中小家畜試験場	場長 総務普及課長
林業試験場	場長 次長 総務普及課長
略	
工事検査出張所	所長
出納局	副出納長 出納局長 室長 室長補佐 出納室の副主幹

教 育 委 員 会 の 事 務 局 部 局 等	本庁	教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高等教育主査 課長補佐 室長補佐 <u>主幹</u> ( <u>教育総務課給与担当の主幹に限る。</u> ) 係長(教育総務課総務係、小中学校課管理係、特別支援教育課管理係及び高等学校課管理係の係長に限る。) 副主幹(教育総務課給与担当、人事担当及び教育企画室、小中学校課就学助成担当、特別支援教育課総務担当並びに高等学校課管理係の副主幹に限る。) 管理主事(小中学校課、特別支援教育課及び高等学校課の管理主事で人事関係の企画に関する事務を行うものに限る。) 主事(教育総務課給与担当、人事担当及び教育企画室、小中学校課就学助成担当並びに高等学校課管理係の主事で人事関係の企画に関する事務を行うものに限る。)	本庁	教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高等教育主査 課長補佐 室長補佐 <u>教育総務課給与担当の主幹及び副主幹</u> <u>教育総務課総務係長 教育総務課人事担当の副主幹</u> 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長 高等学校課管理係長 <u>教育総務課給与担当の職員</u> ( <u>企画に関する事務を行う職員に限る。</u> ) <u>教育総務課人事担当の職員</u> ( <u>企画に関する事務を行う職員に限る。</u> ) <u>教育総務課教育企画室室員</u> ( <u>企画に関する事務を行う室員に限る。</u> ) <u>小中学校課管理係係員</u> ( <u>人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。</u> ) <u>特別支援教育室室員</u> ( <u>人事関係の企画に関する事務を行う室員に限る。</u> ) <u>高等学校課管理係係員</u> ( <u>人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。</u> )
	略		略	
	略		略	
	略		略	
備考	1 ~ 5 略	備考	1 ~ 5 略 6 <u>この表の知事の事務部局の大阪事務所の項中「課長」とは、課長のうち庶務に関する事務を行う課長をいう。</u>	

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。